

# 厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

## <新着情報・重要なお知らせ>

### 1. 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について

#### 1 中小企業等への配慮

労働局・労働基準監督署は、**中小企業等における新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響などに配慮し、中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。**

#### 2 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長に係る規定の解釈の明確化

労働基準法第33条第1項（**災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長**）の対象となり得る場合を明確化。

- **新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合**
- **手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合**
- **新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合**

※**このほか、人命・公益を保護するために臨時の必要がある場合**も該当し得る

#### 3 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、制度の途中であっても、労使協定を締結し直すことも可能であることを明確化。

#### 4 36協定の特別条項の考え方の明確化

繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものである場合には、36協定の特別条項に明記されていなくとも、「臨時的な特別な事情がある場合」の理由として認められるものであることを明確化。

担当：労働基準部監督課（塩田） 電話：043-221-2304

## 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

### 対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

**支給額** 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10  
※ 支給上限は1日あたり8,330円  
※ 大企業、中小企業ともに同様

## 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

### 対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

**一定の要件**

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

**支給額** 就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

**適用日** 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇  
※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

**申請期間** 令和2年3月18日～6月30日まで

● **お問い合わせ**については、  
**学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999**  
受付時間：9：00～21：00（**土日・祝日含む**）

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例措置を拡大します

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を行う予定です。

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置	
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間

担当：職業安定部職業対策課(石井) 電話：043-221-4393

### 4. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します

多くの学生がアルバイトを始めるこの時期、トラブルを回避するため、千葉労働局では「アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン」と題し、学生向けの労働法周知活動を実施します。

■ 実施期間 令和2年4月1日～7月31日まで



キャラクター「たしかめたん」

事業主の皆さんへ

- 1 アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！(労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です。)
- 2 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- 3 アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- 4 アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- 5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

担当：雇用環境・均等室(江畑) 電話：043-221-2307

## 5. 労働基準監督官採用試験・国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）のご案内

### 労働基準監督官

2020年度労働基準監督官採用試験の受付をしています。

**インターネット受付期間：令和2年3月27日（金）～4月8日（水）**

労働基準監督官は、労働者が安心して働ける職場環境の実現を任務とする専門職の国家公務員です。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働基準監督官採用試験 🔍



厚生労働省HP



担当：労働基準部監督課 電話：043-221-2304

### 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

2020年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の受付が始まります。

**インターネット受付期間：令和2年4月3日（金）～4月15日（水）**

担当：総務部総務課 電話：043-221-4311

## 6. 木更津労働基準監督署の電話番号がダイヤルインになります！

木更津労働基準監督署の電話番号が、令和2年4月1日から方面・各課別になります。番号は次のとおりです。

	主な取扱業務	電話番号
方面	36協定、就業規則、年次有給休暇、労働時間、賃金の支払い、最低賃金等労働条件に関する各種相談・問合せ	0438-22-6165
安全衛生課	健康診断、安全衛生管理体制、建設工事計画届、特定機械検査、労働災害防止対策等に関する各種相談・問合せ	0438-80-2830
労災課	労災保険に関する各種給付請求等の相談・問合せ 労働保険の新規加入・変更、労働保険料の申告	0438-80-2831

※従来の電話番号（0438-22-6165）は方面（労働条件等）のダイヤルインになりますが、引き続き他部門に転送することもできます。

木更津労働基準監督署 〒292-0831  
木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎

担当：労働基準部監督課（塩田）電話：043-221-2304